

速報！さくらユウワ通信

令和7年度税制改正大綱について注目点まとめ

自民・公明両党から令和7年度与党税制改正大綱が発表されました。具体的な改正には、所得税の基礎控除引き上げ、新たな控除の創設、スタートアップ支援、子育て支援税制の拡充が含まれます。今回は多くの企業や個人に影響が及ぶと思われる項目についてご紹介します。

個人所得課税

・基礎控除と給与所得控除の引き上げ（令和7年分以降）

令和7年度の税制改正では、所得税の基礎控除額が現行の48万円から58万円に10万円引き上げられます（個人住民税は引き上げなし）。これは、合計所得金額が2,350万円以下の個人が対象で、納税者の合計所得金額に応じて控除額が変動します。また、所得税・個人住民税の給与所得控除の最低保障額も55万円から65万円に増額されました。給与等の収入金額が162万5千円以下の方の給与所得控除額が10万円引き上げとなりました。これらにより、いわゆる「103万円の壁」が、123万円にまで緩和されました。

・特定親族特別控除の新設（令和7年分以降）

新たに導入される特定親族特別控除では、19歳から23歳の扶養親族を持つ納税者が控除を受けられるようになります。この控除は、親族の所得金額に応じて最大63万円が適用されます。

・生命保険料控除の見直し（令和8年分以降）

生命保険料控除も見直され、23歳未満の扶養親族を持つ場合、新生命保険料控除の限度額が4万円から6万円に引き上げられました。ただし、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は、従来通り12万円のままとなります。

・確定拠出型年金の拠出限度額増額（適用開始時期の明記なし）

確定拠出型年金の拠出限度額が見直されました。企業型・個人型共に上限が変更され、老後に向けた資産形成を促進する観点からの引き上げとなりました。

資産課税

・法人版特例事業承継税制の役員要件緩和（令和7年1月1日以降に贈与により取得する株式より）

法人版特例事業承継税制の役員就任要件が緩和されました。これまでは贈与の日まで引き続き3年以上役員であることが条件でしたが、贈与の直前までに役員に就任していればよいと改められました。

法人課税

・中小企業者等の法人税軽減税率の延長

法人税において、中小企業の負担軽減を目的とした軽減税率の特例が延長されます。課税所得800万円以下の部分について、法人税率15%の適用が令和9年度まで継続される予定です。ただし、所得金額が10億を超える事業年度については見直しが行われ、800万円以下の部分の税率が17%に引き上げられました。

・防衛特別法人税（仮称）の新設（令和8年4月1日以後に開始する事業年度から）

今回の改正では、防衛費の安定的な財源確保を目的として「防衛特別法人税」が新設されます。この税は、法人税額に対して4%が課される仕組みです。ただし、中小法人に配慮し、課税標準額から500万円を控除する制度が導入されます。

今回の税制改正大綱では、改正点が多岐にわたっております。ご不明な点等、ございましたら担当者にお気軽にお尋ねください。【遠竹】

自民党 HP 経済成長と豊かさが実感できる税制へ 令和7年度与党税制改正大綱を決定

https://storage.jimin.jp/pdf/news/policy/zeisi_2025.pdf